

全国健康保険協会における新型コロナウイルス感染拡大の影響について

※令和2年5月8日現在

	本部	埼玉支部	周知広報
令和2年2月13日	国内で初めて感染源の不明な感染者が発生		
令和2年2月17日	・新型コロナウイルス（COVID-19）への感染に対する注意喚起を加入者に向けて発信		HP
令和2年2月21日	・「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」を各支部へ通知 «内容» ・不急の会議、研修等の延期・中止の検討 ・外部事業者との接触の記録 など		
令和2年2月26日	政府が多数の観客が集まるイベント等について、今後2週間は中止や延期、規模縮小などの対応を要請。 厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者への対応について」及び「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について」を发出。		
令和2年2月27日	総理が公立小中学校等の臨時休校（政府からは3月2日～春休みまでの間の休校）を要請する旨表明		
令和2年2月28日	・令和元年度第3回全国支部長会議の開催中止を決定（3月26日開催予定） ・「新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休校に伴う特別休暇の付与に関する規定について」を各支部へ通知	・健康保険委員研修会の開催中止を決定（3月4日、12日、13日開催予定） ・令和元年度第6回新規加入事業所説明会の開催中止を決定（3月11日開催予定）	・HP ・メールマガジン ・社会保険 さいたま
令和2年3月3日	・「新型コロナウイルス感染症に係る健診についての当面の対応について」を各支部へ連絡 «内容» ・健診実施機関の施設内で行う健診については、原則、健診実施機関における取扱いによるものとする ・協会主催で実施する集団健診については中止する		

令和2年3月4日		<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の開催中止を決定（3月5日～20日開催予定） ・健康経営アドバイザー研修inさいたま開催中止を決定（3月6日開催予定） 	HP
令和2年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に係る特定保健指導等に関する令和2年3月14日以降の対応について」を各支部へ連絡 ・「内容」 ・3月31日までの間、面談での特定保健指導等を見合わせ 		
令和2年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」を各支部へ発出、ならびに加入者に向けて発信 ・「内容」 ・被保険者が新型コロナウイルスにより、労務に服することができない場合における、傷病手当金の支給対象の範囲の提示 		HP
令和2年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う任意継続被保険者に係る保険料等の取扱いについて」を各支部へ発出 ・「内容」 ・新型コロナウイルスの影響により、納付期限までに保険料を納められなかった場合、正当な理由があれば、遅延承認 ・任意継続資格取得の申し出について、被保険者が新型コロナウイルスの影響により、期日内に提出できなかった場合、正当な理由があれば、遅延承認 		

<p>令和2年3月13日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルスに伴う付加健診の取扱い」を各支部へ発出 「内容」 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診における付加健診のうち、肺機能検査を実施しなかった場合、協会補助額は変更せず、健診実施機関が肺機能検査分を減額した額を受診者に請求する、もしくは後日肺機能検査を実施する等の措置をとる ・事務連絡「新型コロナウイルスにおける集団健診の中止に係る費用の取扱いについて」を各支部へ発出 「内容」 <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の中止に伴い、検査キットの事前送付等、集団健診に係る費用については協会が負担する（取扱い検討中）。 		
<p>令和2年3月18日</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正新型インフルエンザ等対策特別措置が参議院本会議で成立</p>		
<p>令和2年3月19日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する療養費の臨時的な取扱いについて(治療用眼鏡等、あはき)」を各支部へ発出 「内容」 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への不要不急の受診を防止するため、治療用眼鏡、はりきゅう、あん摩マッサージの作成指示書・同意書などの柔軟な対応の提示 		

令和2年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルスに伴う付加健診の取扱い（その2）」を各支部へ発出 《内容》 ・3/13発事務連絡「新型コロナウイルスに伴う付加健診の取扱い」を令和2年5月31日まで延長 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルスにより外出自粛要請がなされた場合の対応について」を関東7支部（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川支部）、近畿6支部（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山支部）へ発出 		
令和2年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・支部窓口混雑を懸念し、新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため郵送でのお手続き案内を加入者に向けて発信 		HP
		<ul style="list-style-type: none"> ・支部窓口混雑を懸念し、新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため郵送でのお手続き案内を周知 	メールマガジン
令和2年3月31日		<ul style="list-style-type: none"> ・2020ジェネリックセミナーの開催延期を決定（6月4日開催予定） 	HP
令和2年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「当面および緊急事態における事業範囲と業務遂行態勢について」を茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡支部へ連絡 《内容》 ・感染リスク低減のため、遠距離通勤者が通勤する支部を変更するなど 		
令和2年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業等に関する規定」を制定 		
令和2年4月6日		<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉含む関東1都7県について、職員の居住地勤務開始（遠距離通勤による感染のリスク考慮） 《内訳》 ・埼玉支部職員10名が関東圏他支部へ出勤 ・関東圏支部職員23名が埼玉支部へ出勤 	

令和2年4月7日	総理が緊急事態宣言を発令（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）		
令和2年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業期間等の指定について」を該当支部へ通知 《内容》 埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡支部においては、令和2年4月9日から令和2年5月6日まで、関係機関への訪問、レセプト内容点検、支部窓口業務（サテライト窓口を除く）を行わない 		
		・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支部窓口の職員常駐休止を決定	HP メールマガジン
令和2年4月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業の期間中における健診及び保健指導の対応について」を該当支部へ発出 《内容》 埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡支部においては、令和2年4月9日から令和2年5月6日まで、健診を実施しないことを受け、健診および保健指導について、支部としての対応を周知 [健診] ・加入者および事業主への周知 ・健診実施期間への周知 [保健指導] ・対面での保健指導は実施しない ・文書・電話・ICTを活用した保健指導を実施する 	・健診実施機関等に「生活習慣病予防健診及び特定保健指導の中止のお願い」を連絡	HP FAX (健診機関)
令和2年4月14日	・「新型コロナ臨時休校に伴う休業等の規定の制定について」を各支部へ通知		
令和2年4月16日	総理が47都道府県すべてに対して緊急事態宣言を発令。また、埼玉県を含む13都道府県を特定警戒都道府県と定める。		
	・厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」を各支部へ展開。		

令和2年4月17日	・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知		
	・事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業の期間中における健診及び保健指導の対応について（その2）」を各支部へ発出 <内容> 特定警戒都道府県に該当する13支部に拡大		
令和2年4月20日	・厚労省通知「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態における休業期間中の検診及び保健指導の対応について（Q&A）」を各支部へ展開		
	・新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、全支部において窓口の職員常休止を加入者に向けて発信		HP
		・政府方針である「出勤者7割削減」を受け、自宅待機等を含む職員の分散出勤を開始 <内容> ・3日に1日自宅待機の交代制出勤	
令和2年4月22日	・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正ならびに緊急事態宣言下における業務の縮小及び出勤する職員の縮減について」を各支部へ通知		
	・事務連絡「未治療者に対する受診勧奨の延期（中止）について」を各支部へ発出 <内容> 受診勧奨通知の発送（一次勧奨）を延期（中止）とする。	・事務連絡を受け、未治療者に対して支部で実施している二次勧奨業務も休止とする。	

令和2年4月30日	・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知		
令和2年5月4日	総理が緊急事態宣言期間を5月31日まで延長。これに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更。		
令和2年5月7日	・事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響による任意継続被保険者保険料納付遅延の対応指針について」を各支部へ発出 <内容> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的事情を伴う保険料納付が行えない場合の納期延長		
	・「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う休業について（定め）の一部改正について」を各支部へ通知		
	・新型コロナウイルスへの感染拡大を防ぐため、全支部において窓口の職員常駐休止延長を加入者に向けて発信		HP メールマガジン
		・自宅待機等を含む職員の分散出勤を延長実施 <内容> ・4日に1日自宅待機の交代制出勤	
令和2年5月8日	・厚労省通知「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による厚生年金保険料等（健康保険料）の猶予の特例の取り扱いについて」を各支部へ展開 <内容> ・新型コロナウイルスの影響により、2月1日以後に事業収入の相当な減少があったこと、その他それに類する事実がある場合は、厚生年金保険料等（健康保険料）の納付を1年間猶予することができる。		HP （年金機構）
		・健診実施機関等に「生活習慣病予防健診及び特定保健指導の中止の継続実施のお願い」を連絡	HP FAX （健診機関）